

令和8年度第1回 名古屋市地域包括支援センター運営協議会議題

令和8年6月16日(火)13:30～14:45
名古屋市役所西庁舎12階西12E会議室

議題

- 1 会長の互選について
- 2 いきいき支援センターの管理運営状況の点検・評価の実施について

報告事項

- 1 いきいき支援センター、高齢者いきいき相談室、見守り支援事業の運営実績
- 2 認知症高齢者を介護する家族支援事業について
- 3 紹介率最高法人、兼務件数について

名古屋市地域密着型サービス等及び地域包括支援センター 運営協議会委員

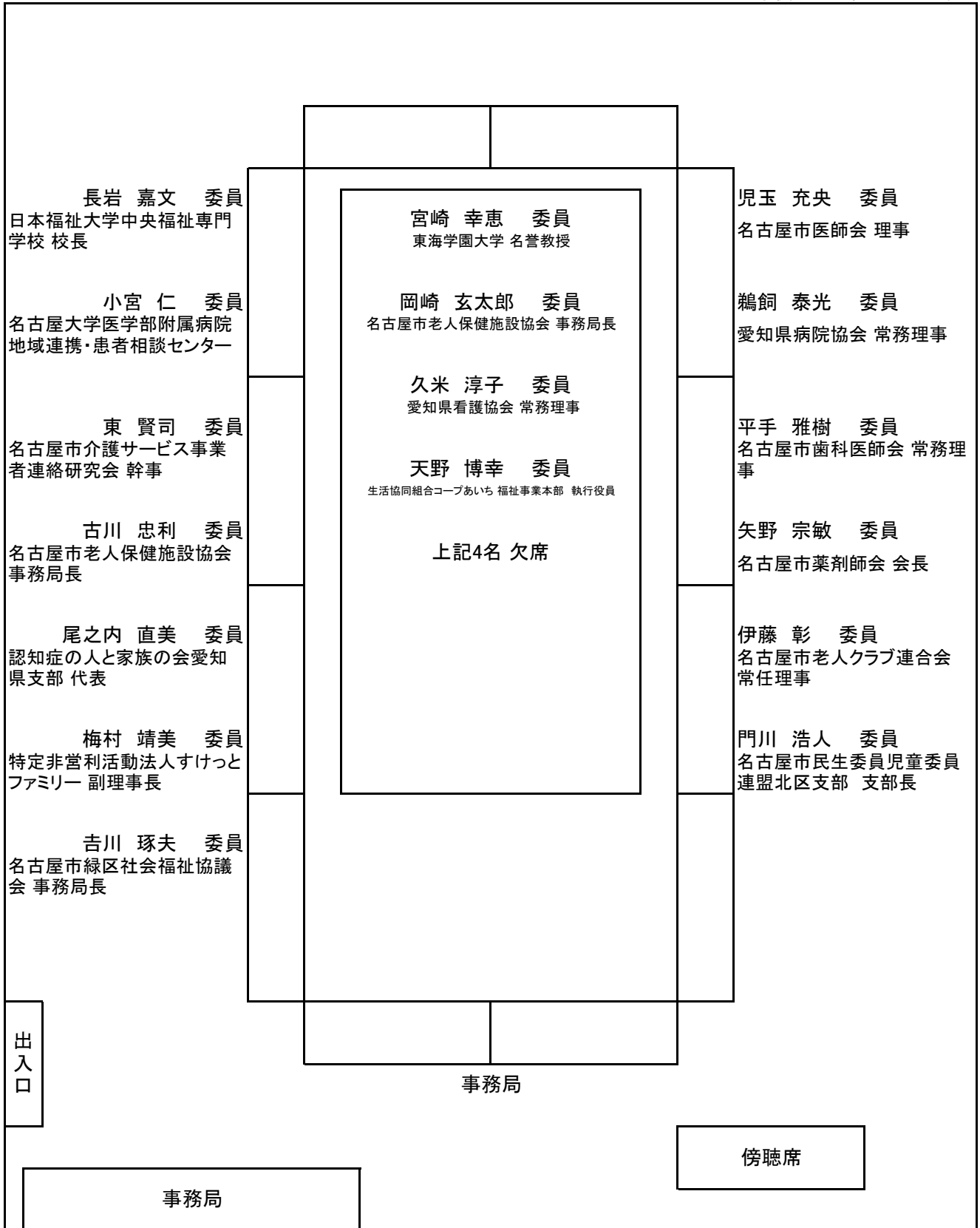
令和8年6月16日

区分ごとにご氏名の五十音順(敬称略)

氏名	ふりがな	所属・役職	区分
小宮 仁	こみや ひとし	名古屋大学医学部附属病院 地域連携・患者相談センター 病院講師	学識経験者
長岩 嘉文	ながいわ よしふみ	日本福祉大学中央福祉専門学校 校長	
宮崎 幸恵	みやざき さちえ	東海学園大学 名誉教授	
鵜飼 泰光	うかい やすみつ	愛知県病院協会 常務理事	保健医療 福祉関係者
岡崎 玄太郎	おかざき げんたろう	名古屋市老人保健施設協会 事務局長	
久米 淳子	くめ じゅんこ	愛知県看護協会 常務理事	
児玉 充央	こだま みちてる	名古屋市医師会 理事	
東 賢司	ひがし けんじ	名古屋市介護サービス事業者連絡研究会 幹事	
平手 雅樹	ひらて まさき	名古屋市歯科医師会 常務理事	
古川 忠利	ふるかわ ただとし	名古屋市老人福祉施設協議会 副会長	
矢野 宗敏	やの むねとし	名古屋市薬剤師会 会長	
吉川 琢夫	よしかわ たくお	名古屋市緑区社会福祉協議会 事務局長	
天野 博幸	あまの ひろゆき	生活協同組合コープあいち 福祉事業本部 執行役員	
伊藤 彰	いとう あきら	名古屋市老人クラブ連合会 常任理事	
梅村 靖美	うめむら やすみ	特定非営利活動法人すけっとファミリー 副理事長	
尾之内 直美	おのうち なおみ	認知症の人と家族の会愛知県支部 代表	
門川 浩人	かどかわ ひろと	名古屋市民生委員児童委員連盟北区支部 支部長	

名古屋市地域密着型サービス等及び地域包括支援センター運営協議会 座席表

令和8年6月16日(火) 13:30～
名古屋市役所西庁舎 西12E会議室



<議題 1 >

会長の互選について

健康福祉局

会長の互選について

1 趣旨

名古屋市地域密着型サービス等及び地域包括支援センター運営協議会条例第5条第1項に基づき、当協議会の会長を定めるもの。

2 名古屋市地域密着型サービス等及び地域包括支援センター運営協議会条例

(設置)

第1条 本市に市長の附属機関として、名古屋市地域密着型サービス等及び地域包括支援センター運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を市長に答申する。

- (1) 地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスに関すること。
- (2) 地域包括支援センターの設置及び運営に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員19人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 保健、医療又は福祉関係団体の代表者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は3年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長がこれを招集する。

2 協議会は、委員の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(参考人の出席)

第7条 協議会において必要があると認めるときは、関係者その他の参考人の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、健康福祉局において行う。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

<議題 2>

いきいき支援センターの管理運営状況の
点検・評価の実施について

健康福祉局

いきいき支援センターの管理運営状況の点検・評価について

1 趣旨

介護保険法において、地域包括支援センターの設置者による事業の質についての評価、市町村による事業の実施状況についての評価が求められていることから、いきいき支援センターの管理運営状況の点検・評価（以下「点検・評価」という。）を実施するもの。

介護保険法 115 条の 46 第 4 項

「地域包括支援センターの設置者は、自らその実施する事業の質の評価を行うことその他必要な措置を講ずることにより、その実施する事業の質の向上を図らなければならない。」

介護保険法 115 条の 46 第 9 項

「市町村は、定期的に、地域包括支援センターにおける事業の実施状況について、評価を行うとともに、必要があると認めるときは、次条第一項の方針の変更その他の必要な措置を講じなければならない。」

2 実施の流れ

「いきいき支援センターの管理運営状況の点検・評価」（以下「点検・評価表」という。）をもとに、各センターによる自己評価を行った後、高齢福祉課による点検を行う。なお、対象年度は昨年度：令和 7 年度とする。

※点検・評価表の内容は令和 7 年度実施の点検・評価から変更なし。

(1) いきいき支援センターによる自己評価

いきいき支援センターにおいて、点検・評価表の自己欄に数値や具体的な記述、○×で回答する。

(2) 高齢福祉課による点検

市において、事前に提出された点検・評価表をもとに、各いきいき支援センターへの実地調査を行う。

3 報告等

点検・評価結果を地域包括支援センター運営協議会へ報告し、本市ホームページにおいて結果資料を公表する。

〇区〇部いきいき支援センター

自己評価記載日:

実地調査日:

No	大分類	中分類	枝番	設問	【記載例】 令和7年度 (自己評価)	令和7年度 (自己評価)	備考等
2	第1運営管理	1設置目的	1	いきいき支援センターの設置目的（法第115条の46第1項）や委託契約の内容について、全職員へ周知した時期はいつか。	令和7年4月		●年●月と回答
3	第1運営管理	2公正・中立性	1	委託する居宅介護支援事業者を決める際、どのような流れで事業所を探しているか。	本人の意向(区内がいいか等)を確認して、1件の委託先を探すのに概ね30件は電話をしている。		具体的な方法を記載
4	第1運営管理	3情報共有	1	センター内での情報共有として実施している会議、朝礼等の頻度と協議している内容はどのようなものか。	・朝礼 開催頻度：毎朝 協議内容：前日の新規ケース共有、苦情対応の共有、本日の予定 ・職員会議 開催頻度：月1 協議内容：市からの情報共有、事業進捗、困難ケース対応整理		開催頻度と協議内容を記載
5	第1運営管理	4資質向上	1	職員の資質向上のためにセンターとして取り組んでいることはどのようなものか。(センター内研修の実施等)	センター内研修(年3回):3職種が持ち回りでテーマを決めて講義を実施(社士による「成年後見制度の実務の流れについて」等)。		開催頻度と協議内容を記載
6	第1運営管理	4資質向上	2	職員の資質向上として、強化が必要と考える能力はどのようなもので、その理由は何か。(介護保険の知識、接遇スキル等)	【能力】 アセスメント能力の向上 【その理由】 過去の類似事例と同様の対応が最適だと安易に判断せず、他の方法が必要でないかを考えることが支援の幅を広げていく意味で重要と感じるため。		強化が必要と感じる能力と理由を記載
7	第1運営管理	4資質向上	3	新規職員のサポートはどのような体制か。(定期的な面談、サポーター職員を決める等)	新人と年齢の近い同職種をサポーターとし、約100項目から構成されるカリキュラムを4か月かけて学んでいく。また、3ヶ月に1回は新人とセンター長が面談をすることとなっている。		具体的な体制を記載
8	第1運営管理	4資質向上	4	保健師の入退職人数	入:2 退:1		人
9	第1運営管理	4資質向上	5	社会福祉士の入退職人数	入:0 退:1		人
10	第1運営管理	4資質向上	6	主任介護支援専門員の入退職人数	入:1 退:2		人
11	第1運営管理	4資質向上	7	業務において特に職員の負担として大きいと思われるものはどのようなものがあるか。	・委託先のケアマネ探し ・ハードクレーマー対応		記載できる範囲で
12	第1運営管理	5苦情	1	昨年度、苦情対応の規定等について全職員へ周知した時期はいつか。	令和7年4月		●年●月と回答

〇区〇部いきいき支援センター

自己評価記載日：

実地調査日：

No	大分類	中分類	枝番	設問	【記載例】 令和7年度 (自己評価)	令和7年度 (自己評価)	備考等
13	第1運営管理	5苦情	2	①いきいき支援センターあての苦情件数 ②いきいき支援センター以外への苦情件数 ※いきいき支援センターへは他の事業所向けの苦情が入ることもあるため、その分も記載すること	①10 ②15		件
14	第1運営管理	5苦情	3	苦情概要(3事例程度):※どのような事例で、センターとしてどのように対応したかを簡潔に記載すること。	①障害から介護に切り替わったことでサービス内容が変わったことについて、改めて訪問して制度について説明し、納得をいただいた。 ②～ ③～		事例3つを簡潔に記載
15	第1運営管理	6事故	1	昨年度、事故対応のマニュアル等について全職員へ周知した時期はいつか。	令和7年4月		●年●月と回答
16	第1運営管理	6事故	2	事故件数	2		件
17	第1運営管理	6事故	3	事故概要(3事例程度):	①ケアプランを別の事業所へFAXした。 ②センターの駐車場で縁石に衝突した。 ③～		事例3つを簡潔に記載
18	第1運営管理	6事故	4	ヒヤリハット件数	15		件
19	第1運営管理	6事故	5	ヒヤリハット概要(3事例程度):	①事務所内のコピー機に被保険者証を置き忘れた。 ②～ ③～		事例3つを簡潔に記載
20	第1運営管理	7備品	1	備品台帳を整備し、備品にシール等を貼付しているか。	○		○×で回答
21	第1運営管理	8個人情報	1	昨年度、個人情報保護のマニュアル等を全職員へ周知した時期はいつか。	令和7年4月		●年●月と回答
22	第1運営管理	8個人情報	2	個人情報の持出・開示時の管理簿へ記載しているか。	○		○×で回答
23	第1運営管理	9災害等対応	1	昨年度、感染症に係る業務継続計画を全職員へ周知した時期はいつか。	令和7年4月		●年●月と回答
24	第1運営管理	9災害等対応	2	自然災害の業務継続計画を全職員へ周知した時期はいつか。	令和7年4月		●年●月と回答
25	第2総合相談支援	1支援方法	1	総合相談の対応内容をセンター内で共有する方法はどのようなものか。	・朝礼で新規ケースは毎朝報告する。 ・相談受理票を回覧している。		具体的な方法を記載
26	第2総合相談支援	1支援方法	2	誰が読んでも分かりやすい相談対応記録とするためにどのようなことを行っているか。(ルール化していること等)	令和7年度の資質向上研修時に共有されたテンプレート(生活歴、既往歴、経済力等)に基づく記録をルール化している。		具体的なルール等を記載
27	第2総合相談支援	2緊急対応	1	昨年度、「緊急性の判断をする際の対応時の流れ」を全職員へ周知した時期はいつか。	令和7年4月		●年●月と回答
28	第2総合相談支援	2緊急対応	2	孤独死の対応件数(見守り支援員の対応分も含むセンター全体の対応数)	2		件
29	第2総合相談支援	3社会資源	1	社会資源の情報を整理はどのようにしているか。(独自マップの作成等)	独自マップを作成している		具体的な内容を記載

〇区〇部いきいき支援センター

自己評価記載日：

実地調査日：

No	大分類	中分類	枝番	設問	【記載例】 令和7年度 (自己評価)	令和7年度 (自己評価)	備考等
30	第2総合 相談支援	4終結条 件	1	昨年度、相談事例の終結条件を全職員へ周知した時期はいつか。	令和7年4月		●年●月と回答
31	第2総合 相談支援	5分析	1	相談内容の分析を行っているか。	○		○×で回答。
32	第2総合 相談支援	5分析	2	相談内容の分析結果はどのように活用しているか。	相談事例の多い地区では、市営住宅での出張相談をするなど、困難化する前に課題を発見するよう努めている。		具体的な活用事例を記載
33	第2総合 相談支援	6高齢者 いきいき 相談室	1	高齢者いきいき相談室を活用するうえで課題に感じていることはどのようなことか。	ケアマネは本業で忙しいため、訪問依頼をお願いすることにセンター職員として遠慮がある。		
34	第2総合 相談支援	7見守り 支援事業	1	見守り支援事業において、関係機関との連携としてどのような活動をしているか。(本設問は、民生委員、住宅供給公社等の機関との関係構築方法を問うもの)	見守り支援員が民児協へ出席し、民生委員との連携を構築している。		具体的な活動内容を記載
35	第2総合 相談支援	7見守り 支援事業	2	見守り支援事業において、個人の身近なネットワーク構築が円滑に進んだ事例はどのようなものがあるか。(本設問は、近所の方、行きつけのお店等の各自固有の身近な方との繋がり構築ができたかを問うもの。)	家の前で本人とお話をしていたら近所の方が声を掛けてくださり、緩やかな見守りをしてもらえるようになった。		具体事例を記載
36	第2総合 相談支援	7見守り 支援事業	3	ケースを見守り支援員だけが抱え込まないようにするため、他職員との情報共有や相談はどのように行っているか。(毎月の職員会議で事例共有の時間を設けている等)	毎月の職員会議で事例共有の時間を設けている。		具体的な方法を記載
37	第3権利 擁護支援	1対応整 理	1	権利擁護支援において、支援を進める中で困難と感じることはどのようなことか。	成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用を進める中で一連の対応に数か月を要するため、その期間中の支援をどのようにするかに悩むことが多い。		
38	第3権利 擁護支援	2成年後 見制度	1	成年後見制度について、成年後見あんしんセンターへ繋いだり一緒に対応したケース数	2		件
39	第3権利 擁護支援	2成年後 見制度	2	上記の事例の概略は。	軽度の知的障害があり、兄の死後に独居となった方について、ケアマネからいきいき支援センターに相談があり、あんしんセンターといきいき支援センターで協力して方針を決め、市長申立てによって成年後見制度を活用した。		具体的な内容を記載
40	第3権利 擁護支援	3その他 権利擁護 支援	1	名古屋市障害者・高齢者権利擁護センターへ繋いだり一緒に対応したケース数	2		件
41	第3権利 擁護支援	4高齢者 虐待	1	虐待通報受理票の受理件数	10		件

〇区〇部いきいき支援センター

自己評価記載日：

実地調査日：

No	大分類	中分類	枝番	設問	【記載例】 令和7年度 (自己評価)	令和7年度 (自己評価)	備考等
42	第3権利 擁護支援	4高齢者 虐待	2	対応継続中の事例件数	10		件
43	第3権利 擁護支援	4高齢者 虐待	3	当該年度に終結した事例件数	5		件
44	第3権利 擁護支援	4高齢者 虐待	4	上記事例の概略は。	息子から父への虐待について、一時的な分離をし、介護保険サービス等を見直したことで、介護負担が軽減され、終結となった。		具体的な内容を記載
45	第3権利 擁護支援	4高齢者 虐待	5	通報から0～1日以内に受理会議を実施し、7日以内（緊急性判断シートレベルAの場合：3日以内）に判定会議を行っているか。	○		○×で回答
46	第3権利 擁護支援	4高齢者 虐待	6	虐待への対応方針を実行するうえで直面する困難はどのようなものがあるか。（具体的な事例を記載すること）	虐待者への対応が全体の支援として重要であると考えているが、虐待者の拒否が強く支援が進まないことが多い。虐待者への支援が進まない中、本人も虐待を受け入れるため、ケース全体として対応が難航する。		具体的な事例を記載
47	第3権利 擁護支援	5全体	1	意思決定支援の研修等の資質向上に向けた取り組みはどのようなものを実施したか。	令和7年10月「意思決定支援に向けて」（成年後見あんしんセンター）		時期と内容を記載
48	第4 包 括的・継 続的ケア マネジメ ント支援	1介護支 援専門員 への支援	1	ケアマネサロン・勉強会等の時期と内容はどのような内容か。	令和7年4月:ケアマネサロン 令和7年9月:ケアマネ向け研修(通いの場の活用について)		時期と内容を記載
49	第4 包 括的・継 続的ケア マネジメ ント支援	1介護支 援専門員 への支援	2	ケアマネからの相談とその対応事例はどのようなものがあるか。（同行訪問等の事例の経緯と対応を簡潔に記載すること）	状態像に照らしてヘルパー利用が難しいことを説明しても家族が納得されず、ケアマネと家族の信頼関係が構築できていないケースに対し、いきいき支援センターが同行訪問し、状態像の考え方について改めて説明をして納得を得た。		具体的な事例を記載
50	第4 包 括的・継 続的ケア マネジメ ント支援	1介護支 援専門員 への支援	3	ケアマネとサービス事業所、医療機関等とが連携しやすいように取り組んでいることはどのようなものがあるか。	令和7年6月、9月、12月、令和7年3月の4回、医師を講師とした研修会を実施し、地域の医師とケアマネが交流する場を設定している。		時期と内容を記載
51	第4 包 括的・継 続的ケア マネジメ ント支援	1介護支 援専門員 への支援	4	ケアマネと民生委員とが連携しやすいように取り組んでいることはどのようなものがあるか。（交流会の開催等）	令和7年8月(A学区)、10月(B学区)、12月(C学区)にケアマネと民生委員の交流会を開催した。		時期と内容を記載

〇区〇部いきいき支援センター

自己評価記載日：

実地調査日：

No	大分類	中分類	枝番	設問	【記載例】 令和7年度 (自己評価)	令和7年度 (自己評価)	備考等
52	第4 包括的・継続的ケアマネジメント支援	2主任介護支援専門員の活用	1	圏域の主任介護支援専門員と協働して実施している取り組みはどのようなものがあるか。(3つまで)	年に2回はケアマネサロンのテーマ決めから当日の取り回しまで、地域の主任ケアマネが中心となって進める回を用意し、いきいき支援センターはそのサポートをしている。		内容と頻度等を記載
53	第5 地域ケア会議	1効果的な実施	1	地域ケア会議で、どのような地域課題について検討し、どのような対応を決めているか。(3つまで)	坂道が多く、外出機会の減少の一因となっているという地域課題に対し、区内の通いの場の整理マップの作成と団地でのサロン運営のフォローを各機関で分担して実施している。		課題と対応内容をセットで記載
54	第6 認知症高齢者への支援	1家族支援事業	1	家族教室・家族サロンの利用者確保のためにどのような工夫をしているか。	<ul style="list-style-type: none"> 認知症の人の家族から相談を受けた際にチラシを渡している。 教室修了者に対して個別にサロンの案内と勧奨を行っている。 		具体的な方法を記載
55	第6 認知症高齢者への支援	1家族支援事業	2	参加者にとって家族教室・家族サロンがより良い場となるために取り組んでいることはどのようなことか。	自己紹介の時に「最近たちよっとした失敗ごと」も一言紹介してもらうことで和やかな空気づくりをして、ざっくばらんな会となるような雰囲気づくりをしている。		具体的な方法を記載
56	第6 認知症高齢者への支援	1家族支援事業	3	認知症サポーター養成講座は一般市民以外にどのような対象に開催したか。(例:企業からの依頼、学校等を訪問して掘り起こしている 等)	金融機関、保険会社、小学校、スーパー、小売店、など		具体的な対象を列挙
57	第6 認知症高齢者への支援	1家族支援事業	4	家族支援事業の実施において工夫していることは何か。	家族サロンのように参加者が発言する機会のある場においては、発言者が偏らないように事務局として調整をしている。		具体的な工夫内容を記載
58	第6 認知症高齢者への支援	2認知症地域支援体制づくり	1	かかりつけ医との連携として、どのような活動をしているか。	認知症の疑いがある方の対応が始まったときなどは、かかりつけ医に対し、日々の受診で気付いたことなどが無い確認したり、お互いに細やかな情報共有をしている。		具体的な活動内容を記載
59	第6 認知症高齢者への支援	2認知症地域支援体制づくり	2	もの忘れ検診を実施している医療機関との連携として、どのような活動をしているか。	いきいき支援センター宛に近所の方からの通報や家族から対象者の認知症を心配する相談があった際、最初のつなぎ先としてもの忘れ検診を提案するようにしている。実施後は、継続的な連絡をとっている。		具体的な活動内容を記載

〇区〇部いきいき支援センター

自己評価記載日：

実地調査日：

No	大分類	中分類	枝番	設問	【記載例】 令和7年度 (自己評価)	令和7年度 (自己評価)	備考等
60	第6 認知症高齢者への支援	2認知症地域支援体制づくり	3	認知症疾患医療センター、認知症の診断・治療を行っている医療機関、認知症サポート医との連携として、どのような活動をしているか。	<ul style="list-style-type: none"> 拒否の強い困難ケースについては、疾患医療センターや認知症の診断・治療を行う医療機関に相談し、入院に向けた道筋を立てるなどしている。 かかりつけ医の先生から様子の心配な方(認知症の疑い)の相談を受けた際、サポート医の先生を巻き込んで支援方針を検討した。 		具体的な活動内容を記載
61	第6 認知症高齢者への支援	2認知症地域支援体制づくり	5	初期集中支援チームと認知症地域支援推進員との連携として、どのような活動をしているか。	<ul style="list-style-type: none"> 推進員がチーム会議に参加し、個別ケースの把握をしている 推進員からチーム員に事業の情報を共有し、チーム員から対象者へ個別に事業の案内をしている 		具体的な活動内容を記載
62	第6 認知症高齢者への支援	2認知症地域支援体制づくり	6	認知症の人と家族が安心して暮らせるまちづくりのために、独自に実施している取り組みは何か。	<ul style="list-style-type: none"> 認知症専門部会で実施した啓発イベント センターで独自に作成した啓発媒体 認知症の人にやさしい店、本人ミーティング 等 		具体的な活動内容を記載
63	第7 地域の特性・その他	1地域特性	1	担当する地域の特性としてどのようなことがあるか。	一人暮らしの高齢者が多く、住民同士の関係性も希薄なため、住民同士の繋がりや緩やかな見守り関係を構築していくことが課題となっている。		地域特性を記載
64	第7 地域の特性・その他	2他機関連携	1	介護事業者、医療機関等とはち丸ネットワークの活用等により連携している事例はどのようなものがあるか。	クリニックからの呼びかけを受け、はち丸ネットワークでケースの情報共有をしている。		連携事例を記載
65	第7 地域の特性・その他	2他機関連携	2	重層的支援体制整備事業との連携事例はどのようなものがあるか。	猫を多頭飼育している一人暮らし高齢者に関する相談を地域住民から受け、支援しようとしたが拒否された。そこで、重層チームと連携し、家の修繕等の支援案内や、猫の餌の管理等を切り口に、人とペットの共生サポートセンターをはじめとした他機関と連携し、地域住民による見守りも含めた支援体制を整えた。		連携事例を記載
66	第7 地域の特性・その他	3広報	1	いきいき支援センターの広報はどのように行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> Instagram等のSNS(年30回程度投稿)。 回覧板(年12回) 		具体的な方法を記載

〇区〇部いきいき支援センター

自己評価記載日：

実地調査日：

No	大分類	中分類	枝番	設問	【記載例】 令和7年度 (自己評価)	令和7年度 (自己評価)	備考等
67	第7 地域の特 性・その他	4特色	1	センター運営全体において、特色ある取組みはどのようなものがあるか。	センターが保有する大きな部屋を毎月開放し、全世代を対象としたイベントを開催している。これにより、地域の幅広い方にいきいき支援センターのことを認識していただき、気軽な相談窓口となるよう敷居を下げている。		具体的な内容を記載
68	第8 適切な給付管理	1手続き	1	給付管理を行っている全利用者と契約書を締結しているか。	○		○×で回答
69	第8 適切な給付管理	1手続き	2	アセスメントの内容がケアプラン等に記載されているか。	○		○×で回答
70	第8 適切な給付管理	1手続き	3	サービス担当者会議の内容が経過記録等に記載されているか。	○		○×で回答
71	第8 適切な給付管理	1手続き	4	モニタリングの内容が経過記録等に記載されているか。	○		○×で回答
72	第8 適切な給付管理	1手続き	5	評価の内容がサービス評価表等に記載されているか。	○		○×で回答
73	第8 適切な給付管理	1手続き	6	高齢者虐待防止措置未実施減算の4要件(委員会の設置、指針の整備、研修の実施、担当者の設置)を満たしているか。	○		○×で回答

< 報告事項 1 >

いきいき支援センター、高齢者いきいき相談室、
見守り支援事業の運営実績

健康福祉局

1 各種相談等の実績

(単位：件)

区分		R5年度	R6年度	R7年度
(1) 要支援者への支援		322,629	309,475	309,440
(2) 事業対象者への支援		26,281	25,408	25,991
(3) 総合相談・支援事業		総相談件数	141,102	141,129
		新規相談件数	36,669	36,581
(4) 権利擁護事業		782	—	—
内 訳	虐待関係	431	—	—
	権利擁護関係	263	—	—
	消費者被害関係	88	—	—
(5) 包括的・継続的ケアマネジメント		総相談件数	50,509	50,309
		新規相談件数	14,587	12,972
内 訳	困難ケース相談	1,587	—	—
	ケアマネ支援	5,564	—	—
	地域ネットワークづくり	8,166	—	—
	その他上記に属さないもの	59	—	—
		相談件数合計	526,494	526,869

(1) 要支援者への支援…要支援1、2の方へのケアプラン作成等

(2) 事業対象者への支援…介護予防・生活支援サービス事業対象者の方へのケアプラン作成等(平成28年6月から)

(3) 総合相談・支援事業…健康、福祉、介護などの相談・支援

(4) 権利擁護事業…高齢者虐待への対応、成年後見制度の相談、消費者被害の防止に係る支援等

(5) 包括的・継続的ケアマネジメント…介護支援専門員が抱える支援困難事例等への対応や関係機関との連携等

●令和7年度の実績について

令和7年度の各種相談等実績の合計数は、新規相談件数は前年度の386,139件から384,984件に減少した一方、総相談件数は526,494件から526,869件に微増した。新規相談件数1件あたりの総相談件数は、総合相談・支援事業では(R6)3.8件から(R7)3.9件、包括的・継続的ケアマネジメントでは(R6)3.5件から(R7)3.9件に増加した。

総合相談や包括的・継続的ケアマネジメントの困りごと種別の内訳では、令和6年度に引き続き令和7年度も「介護」と「その他」に次いで「認知症」の相談件数が多くなっていた。

ケース対応負荷の調査や相談種別の分析を実施し、市や各センターで資質向上に向けた取り組みを進めることとしたい。

2 要支援者、事業対象者にかかるケアプラン作成件数

区 分	R5年度	R6年度	R7年度
いきいき支援 センターにて作成	92,525	98,058	93,235
	27.3%	29.3%	27.8%
指定居宅介護支援 事業者へ委託	246,086	236,825	242,196
	72.7%	70.7%	72.2%
計	338,611	334,883	335,431
	100.0%	100.0%	100.0%

*事業対象者へのケアプラン作成は平成28年6月分から開始

〈別紙〉令和7年度いきいき支援センター実績報告

・総合相談		令和6年度	令和7年度
◆新規対象数		33,765	33,539
◆困りごと種別（複数計上可）			
	介護関係	117,440	115,551
	医療関係	19,694	20,024
	経済関係	7,185	7,159
	対人関係	6,877	6,570
	住居関係	12,222	11,935
	権利擁護	4,003	3,855
	その他（一般的な制度や社会資源の情報提供等）	29,866	35,861
	認知症	28,669	28,910
◆延対応件数		137,109	136,891
	（うち延訪問件数）	23,260	21,610

・包括的・継続的ケアマネジメント		令和6年度	令和7年度
◆新規対象数		11,934	10,480
◆困りごと種別（複数計上可）			
	粗暴	1,256	1,167
	要求過多	2,514	2,025
	疾病・障害	6,696	6,695
	認知症（「若年性認知症」、「疑い」含む）	11,060	11,058
	サービス拒否	2,641	2,524
	衛生問題	2,450	2,377
	虐待（疑い含む）	6,191	6,470
	制度関係	7,300	7,418
	他機関等情報	7,793	10,254
	その他（他機関からセンターへのつなぎ等）	20,375	23,189
◆延対応件数		43,509	43,640

・ネットワーク構築		令和6年度			令和7年度		
		新規実施数	延実施数	延参加者数	新規実施数	延実施数	延参加者数
		2,653	7,000	150,342	2,492	6,669	150,600
（重複不可） 内訳	会議・連絡会	1,544	4,077	53,092	1,540	4,115	56,219
	研修会・講話	434	1,026	28,347	429	817	26,672
	出張相談	101	359	7,204	80	288	6,379
	その他	574	1,538	61,699	443	1,449	61,330

3 職員の職種別配置

(単位：人)

区 分	R5年度末	R6年度末	R7年度末
保 健 師 等 ※	98.5	81.47	74.9
社 会 福 祉 士	119.1	128.1	125.8
主任介護支援専門員	88.4	87.5	89.6
計	306.00	297.07	290.30
(定員)	310	310	316
不足	4.00	12.93	25.70

※保健師等には保健師に準ずる者として、地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師が含まれる。

※平成27年度からは、いきいき支援センターに認知症地域支援推進員又は認知症初期集中支援チーム員（以下「推進員等」という。）を設置しており、推進員等業務といきいき支援センター業務を兼務する職員がいる。このため、平成27年度以降は、推進員等業務分を除き、常勤換算した人員（いきいき支援センター業務分のみ）で計上している。

※平成30年度からは、配置すべき職員を超えた数の職員配置が可能となるよう仕様書を変更している。

加配を行っているのは、R3.3月末時点…5センター、R4.3月末時点…4センター、R5.3月末時点…3センター、R6.3月末時点…5センター、R7.3月末時点…3センター

※令和7年度からは、経験年数等の一部要件を満たした介護支援専門員を主任介護支援専門員に準ずる者とする扱いを開始。

※「計」の欄は在籍職員数、「(定員)」の欄は予算定員数

4 職員充足率

令和6年度

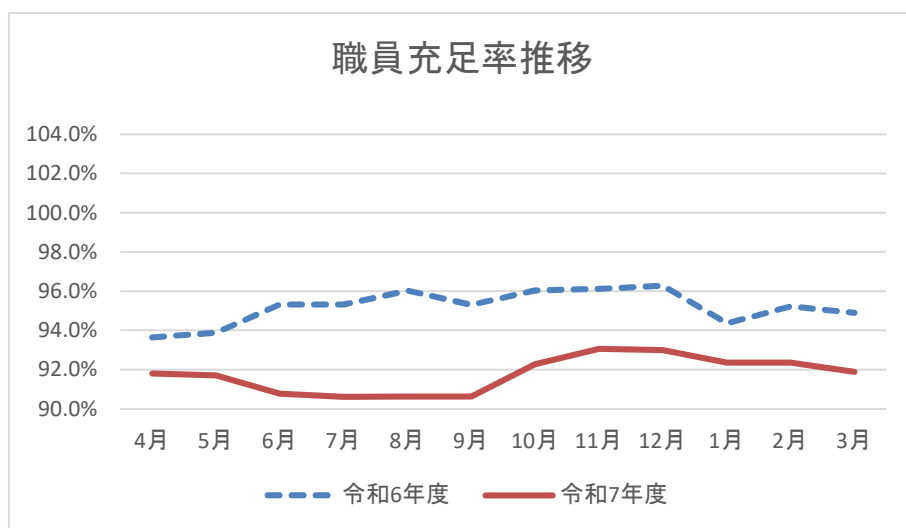
(各月末日時点)

	定員	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
保健師等	104	89.4%	90.1%	92.0%	91.1%	90.5%	84.7%	84.7%	83.1%	82.2%	78.3%	78.3%	78.3%
社会福祉士	104	108.7%	108.7%	110.6%	112.5%	112.9%	116.4%	118.2%	120.9%	122.3%	121.7%	124.1%	123.2%
主任介護支援 専門員	105	83.0%	83.0%	83.5%	82.6%	84.9%	84.9%	85.3%	84.5%	84.5%	83.1%	83.3%	83.3%
合計	313	93.7%	93.9%	95.3%	95.3%	96.0%	95.3%	96.0%	96.1%	96.3%	94.4%	95.2%	94.9%
充足率年度平均												95.2%	

令和7年度

(各月末日時点)

	定員	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
保健師等	105	69.0%	67.1%	67.5%	69.0%	69.0%	68.0%	72.0%	72.0%	72.0%	71.5%	71.3%	71.3%
社会福祉士	105	123.5%	124.2%	121.0%	119.1%	121.0%	121.0%	121.0%	122.4%	122.2%	121.0%	120.3%	119.8%
主任介護支援 専門員	106	82.8%	83.8%	83.8%	83.8%	81.9%	82.8%	83.8%	84.8%	84.8%	84.5%	85.5%	84.5%
合計	316	91.8%	91.7%	90.8%	90.6%	90.6%	90.6%	92.3%	93.1%	93.0%	92.4%	92.4%	91.9%
充足率年度平均												91.8%	



●職員の配置状況と充足率について

令和7年度の職員平均充足率は前年度比で3.4%減少した。職種別では、社会福祉士は充足しているが、保健師等と主任介護支援専門員が不足している。特に不足している保健師は、医療機関や保健センターへの転職等により人員確保が困難となっている。主任介護支援専門員も同様に、他事業所等と競合する中で確保が難しい。令和7年度から経験年数等の一部要件を満たした介護支援専門員を主任介護支援専門員に準ずる者とする扱いを始めているところであり、令和6年度から令和7年度は主任介護支援専門員の充足率が1.2%増加した。引き続き市としても困難ケース対応の標準化の検討等、人材確保に向けた対応を引き続き検討する。

高齢者いきいき相談室の実績等について

1 相談件数（延べ）

	R5 年度	R6 年度	R7 年度
介護予防	437	—	—
高齢者虐待	4	—	—
成年後見制度	1	—	—
消費者被害	0	—	—
その他	2,117	—	—
計	2,559	3,347	3,490

※令和 6 年度から集計方法が変更され、項目が増加した。

	R6 年度	R7 年度
介護関係	2,220	2,270
医療関係	527	456
経済関係	95	98
対人関係	267	286
住居関係	345	389
権利擁護	72	56
認知症	484	474
訪問したが不在	43	25
その他	1,039	1,259

※R6 年度から相談内容の種別は重複計上ありとなった。(件数計上は重複なしのまま)

地域行事

R5 年度	R6 年度	R7 年度
452	439	467

2 高齢者いきいき相談室箇所数及びセンター別相談件数

- ・平成 27 年 10 月 01 日時点（事業開始時） 256 箇所
- ・令和 05 年 04 月 01 日時点 298 箇所
- ・令和 06 年 04 月 01 日時点 299 箇所
- ・令和 07 年 03 月 31 日時点 303 箇所
- ・令和 08 年 03 月 31 日時点 310 箇所

【令和8年3月31日時点 センター別箇所数及び相談件数】

センター名	箇所数	相談件数	センター名	箇所数	相談件数
千種区東部	8	64	中川区東部	9	87
千種区西部	5	60	中川区西部	17	139
東区	6	65	港区東部	7	63
北区東部	20	136	港区西部	10	61
北区西部	16	158	南区北部	15	74
西区北部	8	129	南区南部	15	337
西区南部	14	123	守山区東部	14	140
中村区北部	8	114	守山区西部	14	80
中村区南部	13	188	緑区北部	19	397
中区	5	44	緑区南部	16	247
昭和区東部	5	38	名東区北部	8	88
昭和区西部	6	128	名東区南部	7	48
瑞穂区東部	8	138	天白区東部	9	112
瑞穂区西部	9	31	天白区西部	10	135
熱田区	9	66	計	310	3,490

(参考：高齢者いきいき相談室事業概要)

1 目的

高齢者から様々な相談を受け付け、いきいき支援センターにつなぐための身近な相談窓口として、市内の居宅介護支援事業所に「高齢者いきいき相談室」（いきいき支援センターのランチ型総合相談窓口）を開設するもの。

2 事業概要

(1) 相談窓口

ア 実施方法

各いきいき支援センターが、居宅介護支援事業所に委託

イ 事業内容

- (ア) 総合相談
- (イ) 対象者訪問
- (ウ) 地域行事等の実施協力
- (エ) 事業の広報啓発
- (オ) いきいき支援センターとの連絡・調整

ウ 委託料

総合相談、対象者訪問、及び地域行事等の実施協力の実績に応じて委託料をいきいき支援センターの運営事業費から支払う。

(2) 研修・連絡会

市が主催する研修を実施。また、各いきいき支援センターとの連絡会を実施。

(3) 広報

チラシ等各種広報媒体による広報を実施。

令和7年度 見守り支援事業の実績について

1 見守り支援員活動実績（いきいき支援センター職員対応分含む）

（1）通報状況

（単位：件）

通報者	本人	親族	民生委員	事業者	区役所	警察 消防	見守り 支援員	いき いき	その他	計
人数	21	26	31	4	32	1	18	175	55	363

（2）活動件数

○本人宅訪問

- ・ 訪問回数（延べ） 4,578回 うち本人不在等 847回
- ・ 本人宅訪問不要 37人

○電話・面接件数（上記の本人宅訪問を除く）

（単位：件）

区分	本人	支援者等						計
		親族	民生委員	事業者	区役所	警察 消防	その他	
見守り支援員 →本人・支援者	3,583	1,115	464	1,153	682	109	2,562	9,668
本人・支援者 →見守り支援員	2,180	961	314	764	289	69	1,819	6,396
計	5,763	2,076	778	1,917	971	178	4,381	16,064

（3）対象者への対応状況（3月末現在）

- ・ 事業対象外と判断されたもの 34人
- ・ 見守り支援員が関わったもの（見守り支援者をコーディネートしたもの） 372人
- ・ 現在、見守り支援員が関わっているもの 656人
- ・ 見守りを終了したもの 337人

2 見守り電話

- ・ 利用者数（3月末現在） 405人
- ・ ボランティア登録数（3月末現在） 93人
- ・ 実施日数（延べ） 4,074日
- ・ 電話回数（延べ） 20,811回

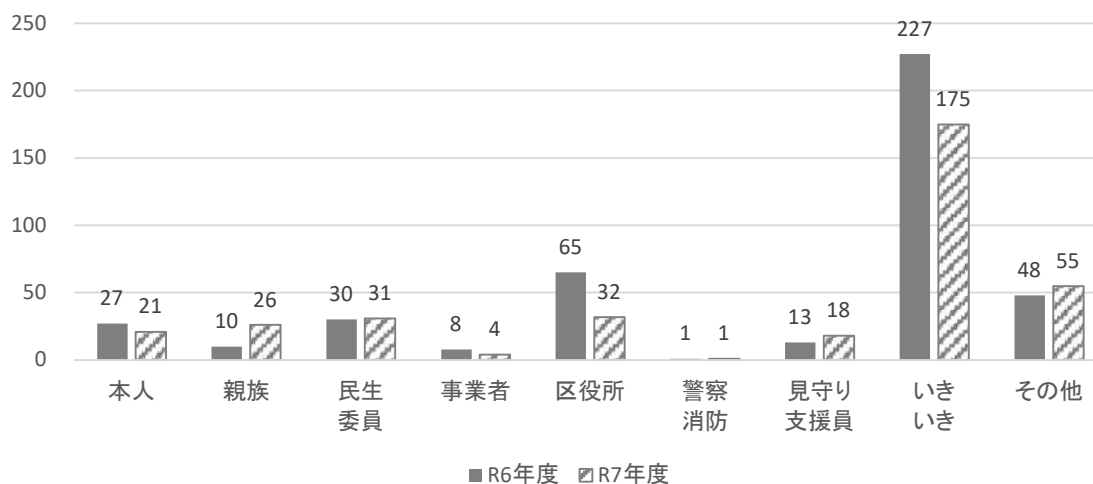
【再掲】

(1) 通報数 前年比較

(単位：件)

通報者数	本人	親族	民生委員	事業者	区役所	警察消防	見守り支援員	いきいき	その他	計
R6年度	27	10	30	8	65	1	13	227	48	429
R7年度	21	26	31	4	32	1	18	175	55	363

通報数



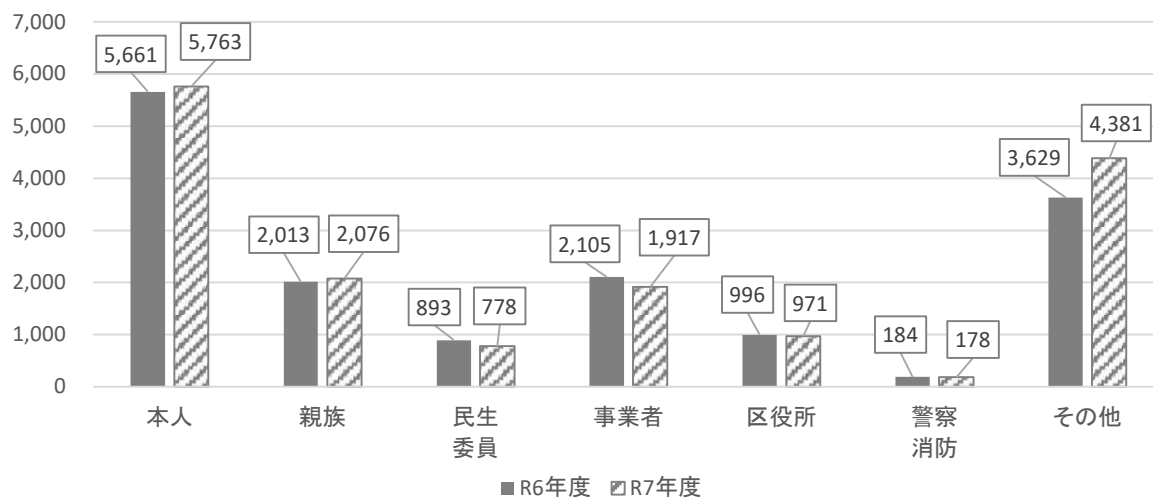
(2) 活動件数 前年比較

○電話・面接件数 (本人宅訪問を除く)

(単位：件)

区分	本人	支援者等					計	
		親族	民生委員	事業者	区役所	警察消防		その他
R6年度 電話・面接件数	5,661	2,013	893	2,105	996	184	3,629	15,481
R7年度 電話・面接件数	5,763	2,076	778	1,917	971	178	4,381	16,064

電話・面接件数



< 報告事項 2 >

認知症高齢者を介護する家族支援事業について

※ 使われる%表記は小数第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならないことがあります。

健康福祉局

1 認知症の家族教室

(1) 目的

認知症に関する知識や介護方法などの講話、介護経験者との交流会を行い、介護者が一人で悩まず、できるだけゆとりをもって介護ができることを目的として開催する。（概ね月1回、5回コース）

(2) 主な内容等

日程	前半：講話（テーマ）	講師	後半：自由交流会
1日目	ようこそ家族教室へ	センター職員	毎回、講話終了後に実施。
2日目	認知症について正しく理解しよう	医師	日頃の介護の悩みや不安
3日目	介護保険サービスなどについて知ろう	センター職員	を打ち明け、共感し、お互
4日目	認知症の人へのかかわりについて学ぼう	認知症介護に携わる 専門職	いの経験を情報交換し合う
5日目	介護体験を聴こう	公益社団法人 認知症の人と家族の会	などの交流を行う。

講師の医師及び認知症介護に携わる専門職は、地域の医師会や介護施設等との連携に基づいて派遣をお願いしている。

(3) 開催回数・参加者数

区分		令和6年度	令和7年度	
開催回数		289回	286回	
参加者数	家族の延人数 (実人数)	1,162人 (483人)	1,231人 (524人)	93.5%
	家族・親族以外の延人数 (実人数)	49人 (30人)	85人 (44人)	6.5%
	合計延人数 (実人数)	1,211人 (513人)	1,316人 (568人)	100%
平均参加者数		4.2人	4.6人	

開催回数は、29か所のいきいき支援センターが5回コースを概ね月1回程度実施した。参加者の合計人数は1,316人、実人数は568人であった。

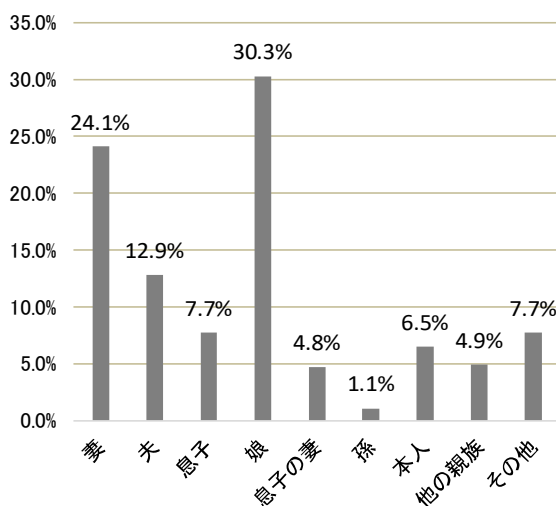
対象者は、認知症の人の家族・親族であるが、参加延人数の6.5%が家族・親族以外の参加であった。家族・親族以外の参加者の内訳は、主に地域の民生委員、認知症の人の友人知人、地域でボランティア活動をしている人等で、認知症のことを勉強したいなどの目的で参加した。

(4) 令和7年度 参加者(実人数)の状況(続柄・年代別)

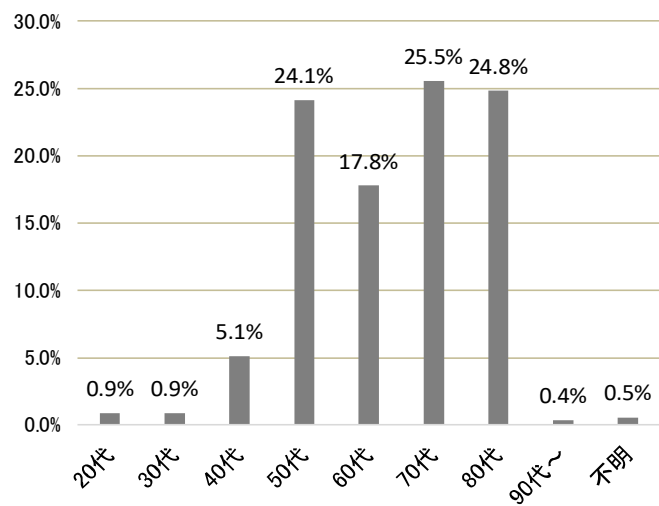
(単位:人)

区分	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代～	不明	合計	率
妻	0	0	0	3	10	62	61	1	0	137	24.1%
夫	0	0	0	0	3	30	40	0	0	73	12.9%
息子	0	0	6	15	17	6	0	0	0	44	7.7%
娘	0	0	13	100	50	7	0	0	2	172	30.3%
息子の妻	0	0	5	13	7	1	1	0	0	27	4.8%
孫	1	2	3	0	0	0	0	0	0	6	1.1%
本人	0	0	0	0	3	12	20	1	1	37	6.5%
他の親族	0	0	0	4	5	9	10	0	0	28	4.9%
その他	4	3	2	2	6	18	9	0	0	44	7.7%
合計	5	5	29	137	101	145	141	2	3	568	100%
率	0.9%	0.9%	5.1%	24.1%	17.8%	25.5%	24.8%	0.4%	0.5%	100%	

(4)-1 参加者の状況(続柄-実人数)



(4)-2 参加者の状況(年代-実人数)



参加者の続柄については、娘が最も多く30.3%であり、次いで妻の24.1%となっていた。妻と娘で参加者の54.4%を占めている。令和6年度は娘と妻で参加者の53.2%であった。

夫の参加はここ数年11～12%台で推移しており、令和6年度は15.0%と増加したが、令和7年度は12.9%であった。

息子の妻の参加は、平成23年度までは15%程度を占めていたが、年々減少し、令和7年度は4.8%となった。

息子の参加は、5%から10%を推移しており、令和6年度は7.0%、令和7年度は7.7%であった。

本人の参加は、平成26年度からカウントしており、令和7年度は6.5%であった。

参加者の年代は、60代以上が68.5%であった。そのうち、80代以上は25.2%、90代以上に限っても0.4%の参加があった。

80代以上の参加者は事業開始当初(平成21年度)の5.7%から年々増加し、令和に入ると20%を超え、近年は25%前後を推移している。

2 家族サロン

(1) 目的

介護者が自主的に集まって、日頃の介護の悩みや不安等をお互いに打ち明け、情報交換を行うことで、介護負担感の軽減を図り、介護の仲間づくりをすることを目的とするもの。（毎月1回程度）

(2) 開催回数・参加者数

区分		令和6年度	令和7年度
開催回数		360回	360回
参加者数	家族・親族の参加延人数（実人数）	1,860人（482人）	1,663人 73.6%（464人）
	拡大した対象の参加延人数	636人	597人 26.4%
	合計	2,496人	2,260人 100%
家族・親族の平均参加者数		5.2人	4.6人

平成25年度までは、対象者を家族に限定し家族同士の情報交換や経験交流を通して、介護者のストレス感や負担感の軽減を図ってきた。しかし認知症になっても安心して地域で生活できることを目指した支援の必要性が高まり、地域において介護者と本人を支えていく土壌を培う一環として、平成26年度から対象者の拡大を図った。

拡大した対象者は、地域のケアマネジャー等の専門職、民生委員、認知症サポーター、ボランティアなどである。

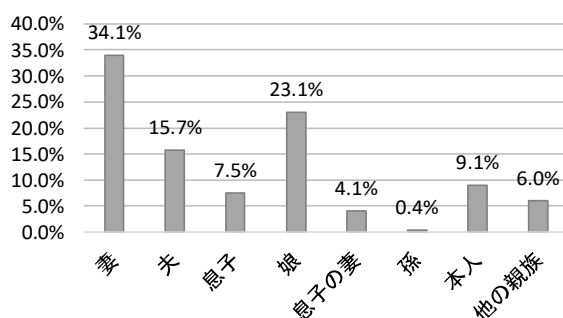
令和7年度の開催回数は360回、参加者2,260人であった。家族・親族の参加延人数は1,663人（実人数は464人）、拡大した対象の参加延人数は597人であった。

参加延人数の73.6%が家族・親族で、26.4%が拡大した対象者であった。

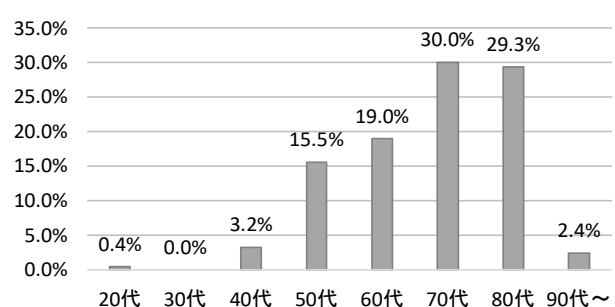
(3) 令和7年度 参加家族・親族(実人数)の状況(続柄・年代別) 単位:人

区分	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代～	不明	合計	率
妻	0	0	0	2	15	70	67	4	0	158	34.1%
夫	0	0	0	0	4	24	40	4	1	73	15.7%
息子	0	0	2	11	20	2	0	0	0	35	7.5%
娘	0	0	10	50	37	9	1	0	0	107	23.1%
息子の妻	0	0	2	8	7	2	0	0	0	19	4.1%
孫	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0.4%
本人	0	0	0	0	1	20	19	2	0	42	9.1%
他の親族	0	0	1	1	4	12	9	1	0	28	6.0%
合計	2	0	15	72	88	139	136	11	1	464	100%
率	0.4%	0.0%	3.2%	15.5%	19.0%	30.0%	29.3%	2.4%	0.2%	100%	

(3)-1 家族・親族の状況(続柄)



(3)-2 家族・親族の状況(年代)



参加者の内、家族の中で妻と娘が参加者の57.2%を占めた。参加率が増加しているのは夫の参加率で、平成21年度は6.6%であったが、令和7年度は15.7%となっている。息子の妻（嫁）は平成21年度は17.2%であったが、年々減少傾向にあり令和7年度は4.1%となった。

参加者の年代は、60代以上が80.7%を占めた。中でも80代の参加が年々増加している。50代は、平成21年度に22.6%であったが、平成29年度より15～16%台を推移し令和7年度は15.5%であった。

(4) 令和7年度 家族・親族以外の参加者の内訳(延数)

専 門 職				地域住民		その他	
保健師・看護師	15人	福祉用具相談員	3人	介護者OB	353人	実習生	13人
介護支援専門員	14人	社協・認知症相談支援センター等職員	3人	ボランティア	41人	その他	83人
施設職員	8人	運動指導員	1人	認知症サポーター	20人		
PT・OT	6人	警察官	1人	地域住民	18人		
栄養士・歯科衛生士	6人			友人	4人		
社会福祉士	5人			民生委員等	3人		
			62人		439人		96人
			10.4%		73.5%		16.1%
合 計	597人						

拡大した対象者の内訳は、地域住民が73.5%、専門職が10.4%、その他が16.1%であった。

地域住民の内訳は、約8割が介護者OBであり、次いでボランティア、認知症サポーター、地域住民の順となっており、1回に複数人数の参加があった。

専門職の内訳は、保健師・看護師が最も多く、次いで介護支援専門員、施設職員、PT・OTが多かった。

その他は96人で、実習生のほか、その他としてサロン参加者の希望により事業者等からの情報を得る目的で参加依頼をする場合が多い。

3 医師（もの忘れ相談医）の専門相談

(1) 目的

もの忘れ相談医による専門相談をとおして認知症の早期発見・早期治療に努めるもの。
（毎月1回、予約制）

(2) 開催回数・参加者数

区分	令和6年度	令和7年度
開催回数	320回	232回
相談件数	461件	341件
相談来所者数	523人	398人

担当医師は、名古屋市が行う「かかりつけ医認知症対応力向上研修」（厚生労働省が定めるカリキュラムに基づく）を修了したものの忘れ相談医師で、地域の医師会と連携して選任している。

令和7年度の開催回数は232回、相談件数は341件で、平均すると1回に約1.5件であった。

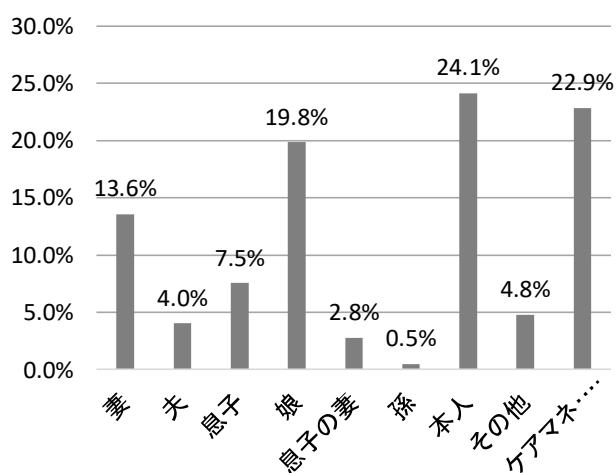
センター毎では1回に1～3件であった。

(3) 令和7年度 相談者の状況（続柄等・年代別）

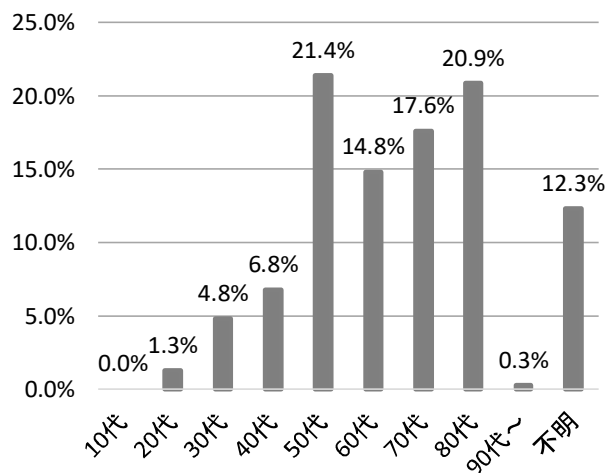
単位：人

区分	妻	夫	息子	娘	息子の妻	孫	本人	その他	ケアマネ・職員等	合計	率
10代	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
20代	0	0	0	0	0	0	0	0	5	5	1.3%
30代	0	0	0	0	0	1	0	3	15	19	4.8%
40代	0	0	4	8	0	0	0	0	15	27	6.8%
50代	2	0	14	37	6	0	2	5	19	85	21.4%
60代	5	1	8	17	4	0	7	2	15	59	14.8%
70代	23	4	0	2	0	0	37	3	1	70	17.6%
80代	20	10	0	0	0	0	48	5	0	83	20.9%
90代～	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.3%
不明	3	1	4	15	1	1	2	1	21	49	12.3%
合計	54	16	30	79	11	2	96	19	91	398	100%
率	13.6%	4.0%	7.5%	19.8%	2.8%	0.5%	24.1%	4.8%	22.9%	100%	

(3) - 1 相談者の続柄



(3) - 2 相談者の年代



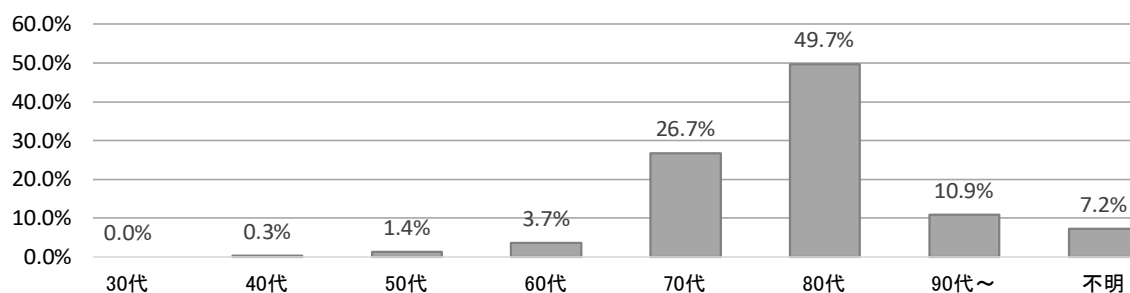
相談者の続柄は、娘が19.8%と妻が13.6%、夫が4.0%であった。
 本人が相談に来所する割合は増加傾向で24.1%となっており、専門病院等への紹介に繋がっている。また、ケアマネジャーやいきいき支援センター職員の相談にも応じ、事例に対するアドバイス等を行っている。

(4) 令和7年度 被相談者の状況 (性別・年代別)

単位:人

区分	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代～	不明	合計	率
男性	0	1	1	8	42	66	13	7	138	39.7%
女性	0	0	3	5	50	106	24	15	203	58.3%
その他	0	0	1	0	1	1	1	3	7	2.0%
合計	0	1	5	13	93	173	38	25	348	100%
率	0.0%	0.3%	1.4%	3.7%	26.7%	49.7%	10.9%	7.2%	100%	

(4) 被相談者の年代



被相談者のカウントは26年度から行っている。令和7年度は女性が58.3%男性が39.7%その他が2.0%であった。女性の被相談者は26年度から60～67%台を推移していたが、令和7年度は減少し50%台となった。

(5) 令和7年度 専門相談時の処遇(複数の処遇あり)

※30年4月10日から処遇欄内容の一部を改正

区分	かかりつけ医に相談	専門病院の紹介	介護サービス等の利用について助言	接し方についての助言	その他の助言	合計
処遇数	165	62	52	74	129	482
率	34.2%	12.9%	10.8%	15.4%	26.8%	100%

(その他の助言の主な内容)

- ・受診等の勧め方について
- ・日常生活に関する事
- ・在宅サービスに関する事
- ・家族の協力について
- ・生活環境の確認・整備
- ・認知症予防について
- ・薬について

相談時の処遇では、かかりつけ医への相談を勧奨する場合が最も多く、34.2%であった。

次に多いのが、その他の助言で26.8%であった。

その他の内容は、受診や診断・治療についての助言の他、家族の協力についての助言、日常生活・生活環境の確認・整備、権利擁護に関する事など助言の範囲は広い。

4 認知症サポーター養成講座

(1) 目的

地域の人達を対象に、認知症を理解し、認知症の人や家族を温かい目で見守る認知症のサポーターになってもらうため、養成講座開催し、認知症の人が安心して暮らせる地域づくりを目指すもの。
(随時開催)

(2) 対象

地域住民、職域、学校、広域の団体・企業等

(3) 開催回数・参加者数

区分	令和6年度	令和7年度
開催回数	578回 (再掲 交通局:17回)	593回 (再掲 交通局:23回)
受講者数	11,414人 (再掲 交通局:105人)	12,276人 (再掲 交通局:173人)

開催回数及び受講者数は、593回開催し、12,276人が受講して認知症サポーターとなった。

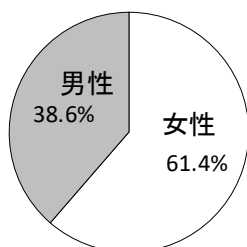
なお、平成19年度からの受講者累計は200,387人となった。

(4) 令和7年度 受講者の状況(性別・年代別)

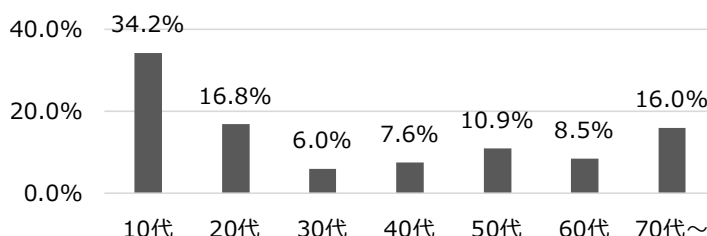
単位:人

区分	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代～	合計	率
女性	2,386	1,370	368	508	769	674	1,461	7,536	61.4%
男性	1,814	693	374	419	569	365	506	4,740	38.6%
合計	4,200	2,063	742	927	1,338	1,039	1,967	12,276	100.0%
率	34.2%	16.8%	6.0%	7.6%	10.9%	8.5%	16.0%	100.0%	

(4) - 1 受講者の性別



(4) - 2 受講者年代



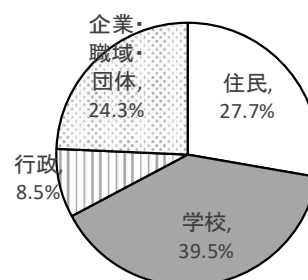
受講者は女性が61.4%、男性が38.6%の割合であった。

受講者の年代については、小中学生をはじめとした学校向けの講座が開催されており、10代が34.2%と最も多くなっている。20～50代が受講者の41.3%を占めているのは、企業・職域・団体や行政機関の受講者によるものである。

(5) 令和7年度 受講者の状況(対象者)

	住民	学校	行政	企業・職域・団体	合計
回数	261	114	38	180	593
人数	3,404	4,846	1,041	2,985	12,276
率	27.7%	39.5%	8.5%	24.3%	100%

(5) 受講者の状況



認知症サポーター養成講座開催状況（開催回数・受講者数）

R6年度

	4月		5月		6月		7月		8月		9月		上半期計		10月		11月		12月		1月		2月		3月		下半期計		年度合計				
	回数	受講数	回数	受講数	回数	受講数	回数	受講数	回数	受講数	回数	受講数	回数	受講数	回数	受講数	回数	受講数	回数	受講数	回数	受講数	回数	受講数	回数	受講数	回数	受講数	回数	受講数			
千種区	東部	1	2	19	1	6	1	71	3	27	1	19	1	2	9	144	2	148	4	83	0	0	1	10	1	7	3	25	11	273	20	417	
	西部	2	2	25	0	4	62	2	14	1	11	1	5	10	117	2	35	1	10	2	20	2	0	0	2	10	1	20	8	95	18	212	
東区	東部	3	2	34	2	6	2	42	6	157	2	28	4	82	18	349	0	0	2	35	3	34	1	25	2	16	0	0	8	110	26	459	
	西部	4	1	7	1	25	0	0	1	3	0	0	0	3	35	2	15	1	28	1	30	1	18	1	49	1	17	7	157	10	192		
北区	東部	5	1	16	0	0	1	14	1	10	2	59	1	25	6	124	1	14	1	32	1	30	0	0	2	69	0	0	5	145	11	269	
	西部	6	0	0	0	0	0	0	3	32	1	24	1	7	5	63	1	201	2	14	1	32	0	0	0	0	1	6	5	253	10	316	
西区	東部	7	1	5	3	150	1	4	4	134	0	0	5	124	14	417	2	18	2	21	2	30	0	0	1	8	2	30	9	107	23	524	
	西部	8	0	0	1	7	1	87	1	7	2	144	1	1	6	246	0	0	3	31	0	0	3	55	0	0	6	324	12	410	18	656	
中村区	東部	9	1	7	1	28	5	108	1	193	1	2	0	0	9	338	3	55	4	60	12	368	5	104	1	3	1	11	26	601	35	939	
	西部	10	4	176	4	173	2	71	2	35	2	74	3	125	17	654	2	43	2	29	1	11	2	33	1	5	1	20	9	141	26	795	
昭和三区	東部	11	1	10	3	16	0	0	2	29	1	8	3	33	10	96	5	36	1	5	1	3	0	0	0	0	1	3	8	47	18	143	
	西部	12	2	33	2	21	0	0	6	100	2	50	2	14	14	218	4	101	2	14	1	10	2	19	3	149	2	35	14	328	28	546	
瑞穂区	東部	13	1	4	0	0	4	221	0	0	0	0	1	3	6	228	0	0	3	69	1	2	1	330	0	0	1	6	422	12	650		
	西部	14	0	0	0	0	0	0	1	6	0	0	1	8	2	14	1	24	0	0	0	0	0	0	1	22	1	67	3	113	5	127	
熱田区	東部	15	3	60	4	106	2	42	4	33	4	41	4	66	21	348	4	36	2	37	2	74	2	26	2	25	2	25	14	223	35	571	
	西部	16	2	9	3	76	3	78	1	20	3	18	8	247	20	448	3	22	4	101	0	0	0	0	2	30	1	6	10	159	30	607	
中川区	東部	17	1	15	2	16	5	56	4	20	1	72	4	9	17	188	7	40	1	4	4	57	2	7	5	37	3	24	22	169	39	357	
	西部	18	1	8	1	7	0	0	3	26	1	6	0	0	6	47	3	42	3	127	2	56	1	12	3	65	0	0	12	302	18	349	
港区	東部	19	2	37	2	36	1	33	1	15	1	3	2	34	9	158	1	126	1	77	2	37	3	25	0	0	1	31	8	296	17	454	
	西部	20	1	21	1	10	0	0	0	0	0	0	2	60	4	91	0	0	1	8	2	32	0	0	1	44	0	0	4	84	8	175	
南区	東部	21	3	26	2	13	2	26	2	15	0	0	0	9	80	3	33	7	165	0	0	0	0	0	2	10	1	5	13	213	22	293	
	西部	22	1	15	1	4	0	0	3	30	2	60	2	23	9	132	3	111	3	42	0	0	0	0	1	5	0	0	7	158	16	290	
守山区	東部	23	0	0	1	12	1	19	3	21	0	0	0	5	52	3	121	2	147	2	28	2	64	3	64	2	28	2	21	14	409	19	461
	西部	24	2	25	3	34	0	0	1	2	1	13	3	140	10	214	2	43	1	5	2	20	0	0	3	21	0	0	8	89	18	303	
緑区	東部	25	2	23	1	27	5	146	6	217	0	0	3	38	17	451	1	7	0	0	3	44	0	0	1	15	2	42	7	108	24	559	
	西部	26	0	0	1	46	9	162	3	26	3	39	0	0	16	273	1	4	3	212	0	0	0	0	0	0	1	12	5	228	21	501	
名東区	東部	27	1	4	1	5	0	0	1	9	2	20	2	11	7	49	1	1	4	1	11	1	10	1	10	2	42	7	269	13	337	20	386
	西部	28	1	13	1	5	2	13	0	0	1	6	0	0	5	37	2	19	1	17	1	4	5	137	1	12	0	0	10	189	15	226	
天白区	東部	29	0	0	0	2	265	0	0	1	4	1	2	4	271	2	23	0	0	0	0	1	21	0	0	1	11	4	55	8	326		
	西部	30	5	48	4	26	1	6	2	16	1	1	1	1	14	98	1	5	2	26	1	2	3	18	1	19	1	5	9	75	23	173	
交通局																																	
その他																																	
計	43	640	46	855	54	1,526	67	1,197	36	702	56	1,060	302	5,980	62	1,323	60	1,403	48	935	37	914	41	691	43	1,030	291	6,296	593	12,276			

< 報告事項 3 >

紹介率最高法人、兼務件数について

※紹介率最高法人とは

事業の実施にあたって、高齢者に提供されるサービスが、理由なく特定の種類又は特定のサービス事業者に偏ることがないように、公正・中立性を確保しているかの指標として、予防専門型訪問サービス及び予防専門型通所サービスについて、各センターの利用者にサービスを提供する事業者（法人）の割合を示したもの。

センターと同一法人（「自法人」と表記）の割合が40%を超える場合には、市に理由書の提出を依頼し、運営協議会に報告することとしています。

※兼務件数とは

包括的支援事業職員が、介護予防サービス計画の作成を行った件数のこと。

本来の包括的支援事業に支障をきたさないように本市では概ね25件(委託分は1/3換算)を上限としている。

健康福祉局

1 紹介率最高法人の状況(予防専門型訪問サービス)

令和8年3月末

番号	いきいき支援センター名	設置法人名	紹介率最高法人	紹介率二位法人	紹介率三位法人
01	千種区東部	(一財)名古屋市療養サービス事業団	13.5 %	9.7 %	7.7 %
02	千種区西部	(社福)名古屋市社会福祉協議会	★ 21.4 %	6.4 %	5.7 %
03	東区	(社福)名古屋市社会福祉協議会	★ 23.3 %	8.0 %	6.0 %
04	北区東部	(社福)紫水会	26.0 %	26.0 %	2.0 %
05	北区西部	(社福)名古屋市社会福祉協議会	★ 12.9 %	11.1 %	7.8 %
06	西区北部	特定非営利活動法人かくれんぼ	15.4 %	14.4 %	13.5 %
07	西区南部	(社福)名古屋市社会福祉協議会	9.1 %	★ 8.5 %	7.9 %
08	中村区北部	(社福)名古屋市社会福祉協議会	★ 12.6 %	6.5 %	6.1 %
09	中村区南部	(一財)名古屋市療養サービス事業団	11.8 %	10.6 %	7.1 %
10	中区	(社福)名古屋市社会福祉協議会	19.5 %	14.0 %	★ 7.0 %
11	昭和区東部	(社福)九十九会	17.9 %	9.7 %	8.7 %
12	昭和区西部	(社福)名古屋市社会福祉協議会	★ 18.8 %	8.9 %	6.8 %
13	瑞穂区東部	(社福)名古屋市社会福祉協議会	★ 24.6 %	9.8 %	7.4 %
14	瑞穂区西部	(社福)名古屋市社会福祉協議会	★ 12.1 %	8.2 %	4.8 %
15	熱田区	(社福)名古屋市社会福祉協議会	★ 24.8 %	16.3 %	4.7 %
16	中川区東部	(一財)名古屋市療養サービス事業団	22.5 %	6.9 %	6.9 %
17	中川区西部	(社福)名古屋市社会福祉協議会	★ 8.1 %	7.7 %	5.3 %
18	港区東部	(社福)名古屋市社会福祉協議会	★ 21.4 %	13.8 %	6.6 %
19	港区西部	(社福)昌明福祉会	13.4 %	12.0 %	8.0 %
20	南区北部	(医)財団善常会	9.4 %	7.6 %	7.6 %
21	南区南部	(社福)名古屋市社会福祉協議会	★ 14.6 %	8.8 %	5.3 %
22	守山区東部	(社福)名古屋市社会福祉協議会	15.1 %	★ 8.4 %	4.4 %
23	守山区西部	(医)有仁会	14.6 %	9.1 %	6.9 %
24	緑区北部	(社福)名古屋市社会福祉協議会	★ 11.1 %	5.6 %	5.2 %
25	緑区南部	(一財)名古屋市療養サービス事業団	14.3 %	8.6 %	7.3 %
26	名東区北部	(社福)名古屋市社会福祉協議会	★ 23.3 %	8.0 %	6.0 %
27	名東区南部	(医)桂名会	19.0 %	15.6 %	10.5 %
28	天白区東部	(社福)名古屋市社会福祉協議会	★ 21.7 %	8.9 %	5.8 %
29	天白区西部	(社福)八事福祉会	17.7 %	7.6 %	5.2 %

★は自法人

2 紹介率最高法人の状況(予防専門型通所サービス)

令和8年3月末

番号	いきいき支援センター名	設置法人名	紹介率最高法人	紹介率二位法人	紹介率三位法人
01	千種区東部	(一財)名古屋市療養サービス事業団	17.7 %	11.8 %	8.0 %
02	千種区西部	(社福)名古屋市社会福祉協議会	13.4 %	9.1 %	8.9 %
03	東区	(社福)名古屋市社会福祉協議会	14.3 %	8.6 %	8.3 %
04	北区東部	(社福)紫水会	22.6 %	19.4 %	19.4 %
05	北区西部	(社福)名古屋市社会福祉協議会	9.3 %	8.0 %	6.4 %
06	西区北部	特定非営利活動法人かくれんぼ	16.7 %	12.3 %	10.8 %
07	西区南部	(社福)名古屋市社会福祉協議会	10.9 %	8.0 %	7.8 %
08	中村区北部	(社福)名古屋市社会福祉協議会	21.3 %	17.2 %	5.7 %
09	中村区南部	(一財)名古屋市療養サービス事業団	13.8 %	9.1 %	8.4 %
10	中区	(社福)名古屋市社会福祉協議会	14.1 %	9.4 %	9.1 %
11	昭和区東部	(社福)九十九会	11.1 %	7.9 %	7.4 %
12	昭和区西部	(社福)名古屋市社会福祉協議会	16.3 %	14.4 %	9.9 %
13	瑞穂区東部	(社福)名古屋市社会福祉協議会	11.4 %	10.2 %	9.6 %
14	瑞穂区西部	(社福)名古屋市社会福祉協議会	11.3 %	10.7 %	10.4 %
15	熱田区	(社福)名古屋市社会福祉協議会	15.3 %	11.5 %	6.6 %
16	中川区東部	(一財)名古屋市療養サービス事業団	10.4 %	7.7 %	7.5 %
17	中川区西部	(社福)名古屋市社会福祉協議会	19.6 %	7.4 %	6.7 %
18	港区東部	(社福)名古屋市社会福祉協議会	11.8 %	9.7 %	9.0 %
19	港区西部	(社福)昌明福祉会	11.4 %	★ 10.4 %	8.6 %
20	南区北部	(医)財団善常会	8.8 %	7.7 %	7.5 %
21	南区南部	(社福)名古屋市社会福祉協議会	11.5 %	10.3 %	9.8 %
22	守山区東部	(社福)名古屋市社会福祉協議会	13.5 %	6.5 %	6.0 %
23	守山区西部	(医)有仁会	14.9 %	13.9 %	9.0 %
24	緑区北部	(社福)名古屋市社会福祉協議会	23.6 %	9.8 %	6.2 %
25	緑区南部	(一財)名古屋市療養サービス事業団	9.0 %	8.7 %	8.1 %
26	名東区北部	(社福)名古屋市社会福祉協議会	14.3 %	8.6 %	8.3 %
27	名東区南部	(医)桂名会	16.1 %	15.6 %	9.6 %
28	天白区東部	(社福)名古屋市社会福祉協議会	6.9 %	6.7 %	6.1 %
29	天白区西部	(社福)八事福祉会	7.8 %	7.6 %	6.9 %

★は自法人

1 包括的支援事業職員1人当たりの介護予防サービス計画作成数(兼務件数)

令和8年3月末

番号	いきいき支援センター名	設置法人名	兼務件数
01	千種区東部	(一財)名古屋市療養サービス事業団	16.7
02	千種区西部	(社福)名古屋市社会福祉協議会	14.8
03	東区	(社福)名古屋市社会福祉協議会	16.9
04	北区東部	(社福)紫水会	15.6
05	北区西部	(社福)名古屋市社会福祉協議会	11.4
06	西区北部	特定非営利活動法人かくれんぼ	19.9
07	西区南部	(社福)名古屋市社会福祉協議会	20.0
08	中村区北部	(社福)名古屋市社会福祉協議会	17.6
09	中村区南部	(一財)名古屋市療養サービス事業団	14.5
07	西区南部	(社福)名古屋市社会福祉協議会	20.0
08	中村区北部	(社福)名古屋市社会福祉協議会	17.6
09	中村区南部	(一財)名古屋市療養サービス事業団	14.5
10	中区	(社福)名古屋市社会福祉協議会	16.5
11	昭和区東部	(社福)九十九会	16.9
12	昭和区西部	(社福)名古屋市社会福祉協議会	15.1
13	瑞穂区東部	(社福)名古屋市社会福祉協議会	12.9
14	瑞穂区西部	(社福)名古屋市社会福祉協議会	17.6
15	熱田区	(社福)名古屋市社会福祉協議会	15.6
16	中川区東部	(一財)名古屋市療養サービス事業団	18.0
17	中川区西部	(社福)名古屋市社会福祉協議会	17.4
18	港区東部	(社福)名古屋市社会福祉協議会	13.9
19	港区西部	(社福)昌明福祉会	36.4
20	南区北部	(医)財団善常会	16.6
21	南区南部	(社福)名古屋市社会福祉協議会	17.5
22	守山区東部	(社福)名古屋市社会福祉協議会	13.9
23	守山区西部	(医)有仁会	17.4
24	緑区北部	(社福)名古屋市社会福祉協議会	15.3
25	緑区南部	(一財)名古屋市療養サービス事業団	16.2
26	名東区北部	(社福)名古屋市社会福祉協議会	14.5
27	名東区南部	(医)桂名会	18.4
28	天白区東部	(社福)名古屋市社会福祉協議会	12.4
29	天白区西部	(社福)八事福祉会	10.5

2 兼務件数が上限の25件を超えた理由

番号	いきいき支援センター名	理由
19	港区西部	<p>職員の募集をしても採用にはつながらず、慢性的な職員不足になっている。退職職員もあり10月以降予防支援担当職員が置けていない。</p> <p>4月から新規職員が入職するが、退職職員もあり予防支援担当職員の配置ができない。人件費の増額希望を名古屋市に相談したが、かなわなかった。</p> <p>委託先を探すのも苦労していて委託件数もなかなか増えない。</p>

名古屋市地域密着型サービス等及び地域包括支援センター運営協議会運営要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、名古屋市地域密着型サービス等及び地域包括支援センター運営協議会（以下「協議会」という。）の円滑な運営を図るため、名古屋市地域密着型サービス等及び地域包括支援センター運営協議会条例（平成 27 年名古屋市条例第 12 号。以下「条例」という。）に定めることのほか必要な事項を定めるものとする。

(調査審議事項)

第 2 条 協議会は、条例第 2 条の規定に基づいて次の掲げる事項を調査審議する。

- (1) 地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービス及び介護予防支援の指定に関すること。
- (2) 地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービス及び介護予防支援の指定基準及び介護報酬に関すること。
- (3) 地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービス及び介護予防支援の事業者の質の確保、運営評価に関すること。
- (4) 地域包括支援センターの設置に係る事項に関すること。
- (5) 地域包括支援センターの運営・評価に関すること。
- (6) 地域包括支援センターの職員の確保に関すること。

(副会長)

第 3 条 条例第 5 条第 3 項の規定に基づき、会長から指名された委員は、協議会の副会長として会長を補佐する。

(会議の公開)

第 4 条 協議会の会議は、公開とする。ただし、条例第 2 条第 1 号に係る事項を調査審議する場合は、非公開とする。

(庶務)

第 5 条 協議会の庶務は、条例第 8 条の規定に基づき健康福祉局高齢福祉部介護保険課及び健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課において処理する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(規程等の廃止)

- 2 名古屋市介護保険地域密着型サービス運営委員会設置に関する規程及び名古屋市地域包括支援センター運営事業協議会設置要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 3 月 22 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

○名古屋市地域密着型サービス等及び地域包括支援センター運営協議会条例

平成27年3月18日

条例第12号

(設置)

第1条 本市に市長の附属機関として、名古屋市地域密着型サービス等及び地域包括支援センター運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(令6条例6・一部改正)

(所掌事務)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を市長に答申する。

- (1) 地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービス及び介護予防支援に関すること。
- (2) 地域包括支援センターの設置及び運営に関すること。

(令6条例6・一部改正)

(組織)

第3条 協議会は、委員19人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 保健、医療又は福祉関係団体の代表者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は3年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長がこれを招集する。

2 協議会は、委員の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところに

よる。

(参考人の出席)

第7条 協議会において必要があると認めたときは、関係者その他の参考人の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、健康福祉局において行う。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(任期の特例)

2 最初に委嘱される委員の任期は、第4条第2項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

附 則 (令和6年条例第6号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 施行日の前日現に名古屋市地域密着型サービス及び地域包括支援センター運営協議会の委員である者は、施行日に、この条例による改正後の名古屋市地域密着型サービス等及び地域包括支援センター運営協議会条例第4条第1項の規定により、名古屋市地域密着型サービス等及び地域包括支援センター運営協議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、令和7年3月31日までとする。

(名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

3 名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成15年名古屋市条例第14号）の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

名古屋市地域包括支援センター運営協議会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、名古屋市地域包括支援センター運営事業協議会（以下「協議会」という。）の会議傍聴に係る手続、遵守事項その他必要な事項について定めるものとする。

(傍聴者の定員及びその決定方法)

第2条 傍聴者の定員及びその決定方法は、協議会の会長が、健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課長と協議して定めるものとする。

(傍聴の手続)

第3条 協議会の会議の傍聴を希望する者は、あらかじめ公表した方法により、傍聴の申出をしなければならない。

(会議場に入ることができない者)

第4条 ポスター、ビラ、拡声器の類を所持して会議場に入ろうとする場合のほか、議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者は、会議場に入ることができない。

(傍聴者の守るべき事項)

第5条 傍聴者は、静粛を旨とし、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 会議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、騒ぎ立てること、みだりに席を離れること又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (3) 携帯電話、ポケットベルその他音を発生する機器の電源を切ること。
- (4) その他会議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となる行為をしないこと。

(写真、ビデオ等の撮影及び録音等の禁止)

第6条 傍聴者は、会議場において写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、協議会の会長が許可した場合は、この限りでない。

(傍聴者の退場)

第7条 傍聴者は、協議会が傍聴を認めない議題に関する審議等を行おうとするときは、直ちに会議場から退場しなければならない。

(傍聴者への指示)

第8条 傍聴者は、協議会の会長及び健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課の職員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第9条 傍聴者がこの要領の規定に違反したときは、協議会の会長は、傍聴者に対して必要な措置を命ずることができる。

2 協議会の会長は、傍聴者が前項の規定による命令又は前条の指示に従わないときは、その者に対して会議場からの退場を命ずることができる。

(周知)

第10条 協議会の会長は、傍聴を希望する者及び傍聴者に対し、この要領の周知を図らなければならない。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、協議会の会議の傍聴に関し必要な事項は、協議会の会長が協議会に諮り又は健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課長と協議のうえ決定するものとする。

附則

この要領は、平成17年11月18日から施行する。

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

この要領は、平成22年6月1日から施行する。

この要領は、平成23年1月4日から施行する。

この要領は、令和 7年4月1日から施行する。